

## 香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）第1条ただし書及び第7条第2項の規定に基づき、香川県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の減免)

第2条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県立高等学校の生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定による就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができない者に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料等を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者であるとき。
- (2) 保護者（親権者若しくは未成年後見人又は生徒の学資を主として負担する者をいう。以下同じ。）又は勤労生徒（自らの勤労により学資を負担している生徒をいう。以下同じ。）に係る市町村民税が非課税とされ、若しくは免除されているとき、又は当該市町村民税の所得割の額が2万円未満であるとき。
- (3) 保護者又は勤労生徒が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、当該市町村民税の所得割の額が10万円未満であるとき。
- (4) 交通遺児等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第1の介護を要する後遺障害第1級若しくは第2級若しくは別表第2の後遺障害第1級、第2級若しくは第3級に該当することとなった者をいう。）であって、教育長が別に定める生活の困窮程度に該当する者であるとき。
- (5) 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設に入所している者であるとき。
- (6) 保護者又は勤労生徒が、災害、失職、長期療養その他の特別な理由により、授業料等を納入することが著しく困難であると教育長が認めたとき。

2 教育長は、県立高等学校の生徒（法第5条第1項に規定する受給権者（法第9条の規定により就学支援金の支払が一時差し止められている者を除く。以下「受給権者」という。）に限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の当該各号に定める期間又は額の授業料等を減免することができる。

- (1) 月の初日以外の日に県立高等学校以外の高等学校から転入学するとき。 当該月

の授業料

- (2) 休学（月の初日から末日までの期間の全日数にわたって休学することとなる月（以下「全休学月」という。）が3月以上継続するものに限る。以下同じ。）を許可された生徒であって、法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止されたものが、月の初日以外の日に復学するとき。当該月の授業料
  - (3) 県立高等学校の通信制の課程に在籍する生徒の当該年度の受講料（当該県立高等学校の定時制課程において一部の科目を併修する場合にあっては、当該併修する科目の受講料を含む。）の額が、通信制の課程に係る法第5条第1項に認定する就学支援金の支給限度額（以下「支給限度額」という。）の年額を超えるとき。その超える額の受講料
  - (4) 県立高等学校の定時制の課程に在籍する生徒で当該県立高等学校の通信制の課程において一部の科目を併修するものの当該年度の授業料の額及び当該併修する科目の受講料の額の合計額が、定時制の課程に係る支給限度額の年額を超えるとき。その超える額の受講料
  - (5) その他教育長が必要と認めるとき。教育長が必要と認める期間に係る授業料等の全部又は一部の額
- 3 教育長は、県立高等学校に入学を志望する者が第1項第6号に該当するときは、当該入学の出願前に、その者の入学した場合における授業料等の免除を決定することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による授業料等の減免を行う期間は、授業料等の減免を受ける者が在学し、又は入学を志望している県立高等学校の修業年限の範囲内において、授業料等にあっては月を単位とし、受講料にあっては年を単位として教育長が適当と認める期間とする。
- 5 教育長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する範囲を超えて授業料等の減免を行う期間を定めることができる。
- 6 第1項、第2項第1号若しくは第2号又は第3項の規定による授業料等の減免の額は、授業料にあってはその年額の1/2分の1に相当する額（以下「月割額」という。）に減免を行う期間の月数を乗じて得た額とし、受講料にあってはその1科目当たりの額に減免を行う期間に履修する科目数を乗じて得た額とする。

第3条 教育長は、県立高等学校の生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の授業料について、月割額に当該各号に掲げる月数を乗じて得た額を免除する。

- (1) 年度の途中において編入学又は県立高等学校以外の高等学校からの転入学を許可された者 許可の日の属する月の前月までの当該年度内の月数
- (2) 年度の途中において、退学若しくは県立高等学校以外の高等学校への転学を許可され、又は卒業を認定された者 許可又は認定の日の属する月の翌月以降の当該年度内の月数
- (3) 休学を許可された者 全休学月の月数

(4) 外国の高等学校に留学することを許可された者 月の初日から末日までの期間の  
全日数にわたって留学することとなる月数

(授業料等の減免の申請)

第4条 第2条第1項から第3項の規定による授業料等の減免を受けようとする者は、授業料(受講料)減免申請書(別記様式)に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長(同項の規定による授業料等の免除の場合にあつては、在学中の中学校長を経由して、教育長)に提出しなければならない。

(授業料等の減免の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、必要な事項を審査し、授業料等を減免することが適当であると認めたときは、授業料等の減免を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(授業料等の減免の取消し)

第6条 前条の規定による授業料等の減免(第2条第2項の規定によるものを除く。次項において同じ。)の決定を受けた者は、同条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を教育長に届け出なければならない。

2 教育長は、前項の規定による届出があつたとき、又は第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、授業料等の減免を行う期間のうち、授業料にあつては減免を受ける理由が消滅した日の属する月の翌月以降の期間、受講料にあつては当該日の属する年度の翌年度以降の期間に係る授業料等の減免を取り消すものとする。

3 教育長は、第2条第2項第3号又は第4号の規定による受講料の免除に係る前条の規定による決定を受けた者が受給権者でなくなったときは、受給権者でなくなった日の属する年度に係る当該受講料の免除を取り消すものとする。

4 第2条第2項第5号の規定による授業料等の免除に係る前条の規定による決定を受けた者が受給権者でなくなったときにおける当該授業料等の免除の取消しについては、教育長が別に定める。

第7条 教育長は、第3条第3号に該当して授業料の減免を受けた者が休学をしないで復学したときは、当該授業料の減免を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、県立高等学校の授業料等の減免に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年10月1日から施行する。